会 議 録

i E	
会議の名称	第58回 西東京市都市計画審議会
開催日時	平成30年11月9日(金) 午前9時30分から12時00分まで
開催場所	保谷庁舎別棟A・B会議室
出席者	【委員】木村委員、後藤委員、坂井委員、塩月委員、たきしま委員、
	納田委員、藤岡委員、藤原委員、宮﨑委員、村田委員、村山委員、
	森委員、保井委員、山本委員
	【西頼市】柴原都市整備部まちづくり担当部長
	(都計画課) 松本課長、広瀬(尚)主査、宮本主査、広瀬(健)主査、
	中村主事、梶木主事、山倉主事
議事	議 案 西東京都市計画生産緑地地区の変更について
	報告事項1 新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画について
	報告事項2 専門部会について
会議資料の 名 称	資料1-1 平成30年度 西東京都市計画生産緑地地区の変更案の内容について
	資料1-2 平成30年度 西東京都市計画生産緑地地区 地区番号別変更概要
	資料 1 - 3 平成30年度 西東京都市計画生産緑地地区 都市計画変更予定箇所図
	資料 1 - 4 西東京都市計画生産緑地地区の変更(西東京市決定)(案)及び計画図(案)
	資料 2 - 1 北町五丁目周辺地区地区計画区域内における地区計画及び用途地域等の一部変更について
	資料2-2 西東京都市計画地区計画の変更(西東京市決定)
	当日配布資料 都市計画の策定の経緯の概要 (西東京都市計画生産緑地地区)
	当日配布資料 都市計画の策定の経緯の概要(新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画)
	当日配布資料 都市農地の保全に関する提言の骨子案
	当日配布資料 西東京市都市計画審議会専門部会委員名簿
	当日配布資料 下保谷三・四丁目A地区まちづくりニュース
記録方法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会議内容	

○山倉主事: 開会の挨拶

○柴原担当部長: 挨拶

○山倉主事: 議事内容の説明、会議資料の確認

○保井会長: (開会宣言)

本日は、秋山委員、内田委員、坂口委員が所用のため欠席という報告を受けており、ただいまの出席委員14名ということで、西東京市都市計画審議会条例に規定する定足数を満たしていることを報告する。

議事に先立ち、本日の審議会の傍聴及び会議録の公開について各委員に意 見を諮る。

(全会一致で傍聴及び会議録を公開とする。)

~傍聴者なし~

○保井会長: それでは次第に沿って議事を進める。

事務局から本日の付議書の提出を受ける。

○柴原担当部長: 議案書の提出

(議案「西東京都市計画生産緑地地区の変更について」)

○保井会長: 議案「西東京都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局に説明を求

める。

〇松本課長: 今回の生産緑地地区の変更は、平成29年度に買取申出のあった17地区、約

26,700平方メートルについて、地区の一部又は全部の削除を行うものである。また、平成30年度に追加指定申請のあった4地区、約3,760平方メートルについて新たに追加指定を行うものである。(以下、資料1により説明)

○保井会長: それでは、これより質疑に入る。質問、意見があれば発言願いたい。

○納田委員: 一点目は、このまま生産緑地地区の全部解除が行われると、農地が無くなってしまうと思う。このような状況を避けるために、都市農地の貸借の円滑

化に関する法律に基づいた周知に関して、都市計画課として働きかけがある

のか伺いたい。

次に地区番号113について、解除した敷地の一部が保育園用地になっているが、保育園用地の確保は西東京市の行政にとって、大きなテーマとなっていることから、有効利用していくような誘導も、まちづくりにとっては重要ではないかと思う。生産緑地地区の買取申出後に、市役所の関係部署に対する周知は、どのように行っているのかを伺いたい。

最後に、資料1-2の18ページ以降の追加指定について、営農意欲を向上していくために、追加指定があったことを周知していくことが重要であると思う。2022年に生産緑地地区の解除が多くあると思われるが、特定生産緑地制度の説明会の中で、都市計画の視点から生産緑地地区のメリットや追加指定があることについて周知しているのか確認したい。

〇松本課長: 一点目について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行から間も無

いため、今後関係部署において、行政としてどのようなことができるのか検

討していくと伺っている。

二点目について、買取申出が行われた際には、庁内の関係部署と情報を共有し、買取希望がある部署については申し出ていただく手続を行っている。

三点目について、特定生産緑地制度の周知及び意向確認については、来年度から行う予定であり、その中で新たな追加指定の事例等に関して、従事者

の方にご案内したいと考えている。

○納田委員: 解除されると生産緑地地区の存在がなくなるため、市として精力的に考え ていくことは重要だと思う。田海化に関する法律を採用したがら、地区の全

ていくことは重要だと思う。円滑化に関する法律を活用しながら、地区の全部が解除になることを減少させるような働きかけを進めていただきたい。

次に買取申出が行われた農地については、宅地化するのではなく、保育園や介護施設、障害者施設等となり、まち中に点在するようになれば、防災面においても重要だと思う。ニーズのある部署に対して、生産緑地地区の買取申出があった場合には、しっかりと情報提供するような仕組みを作ることも有効な手立てではないかと思う。

最後に、特定生産緑地制度は、10年間は生産緑地地区として維持すること

になるが、新たに追加指定をした土地に関しては30年間の生産緑地地区になり、まちにとっては緑地としての担保になると思う。新たに追加指定をすることによって、まちづくりにおける都市緑化や営農意欲の継続的な後押しになると思うので、都市計画課でもそのような意識を持って働きかけをお願いしたい。

○村山委員:

資料1-2の9ページから12ページまでの案件については、削除を行う区域内に都市計画道路の用地が入っており、写真では都市計画道路の区域内に開発をしているように思えるところが多く見受けられる。都市計画法上、建築可能ではあるが、いずれは都市計画道路として整備されることから、今後どれくらい先にこれらの都市計画道路が整備される予定なのか知りたい。

○松本課長:

まず、9ページと10ページに記載のある都市計画道路は、都市計画道路 3・4・9号線であり、都市計画道路3・2・6号線以西が事業中である。 削除が行われた二箇所については、その都市計画道路の延長部分ではある が、優先整備路線等の位置づけがなく、整備の時期は未定である。

続いて、11ページに記載のある都市計画道路は、都市計画道路3・4・26 号線である。青梅街道の北側までが優先整備路線に位置づけられているが、 南側は位置づけられていないため、当該地部分の整備の時期は未定である。

○村山委員: 感覚的には何年後になるのか。事業化されるのは20~30年先なのか、10年 先なのか。

○松本課長: 両方とも東京都が施行している都市計画道路の延長にあたる部分である。 その先の道路ネットワークをどう考えるか、優先的にどこを整備していくか は、次の事業化計画を作成する際に検討することになる。

〇村山委員:

意見となるが、専門部会の都市農地の保全に関する提言の骨子案に都市計画道路に関する情報を入れるべきかもしれない。将来的に都市計画道路になる土地においては、建築物を建築する際に都市計画法で制限がかかり、都市計画道路の事業化に併せて更地にすることになる。制限の内容を少し厳しくし、道路が事業化されるまでの約20年間を暫定的に宅地化せずに、農地等の自然的土地利用で確保しておくことも考えられる。

○森 委 員:

都市計画道路3・3・14号線は、都市計画道路3・2・6号線以東が整備されており、その延長にあたる部分も意外と早く事業化された。都市計画道路3・4・9号線も事業説明会時には、都市計画道路3・4・16号線まで通すという話があったので、都市計画道路3・2・6号線から都市計画道路3・4・16号線の区間も、早めに事業化される可能性があると考えている。

それに伴って、宅地開発された場所に入居される方に対して、どのような 説明が行われているのか知りたい。重要事項説明は行うと思うが、都市計画 道路はしばらく整備されないという説明で、売買されていると聞くので、心 配している。

資料1-2の9ページ、10ページの地区番号170、171に関して、地区番号171は地区の半分が将来、都市計画道路となり、地区番号170は地区の中央に都市計画道路が計画されている。地区番号171において形成されたコミュニ

ティは、都市計画道路整備時に壊されることになる。このことも含めて、どのように考えているのか知りたい。

また、資料1-2の18ページの地区番号4について、既に生産緑地地区である地区に新たに追加するということだが、二つの地区の所有者が異なる気がする。地区番号4に編入する場合、農業従事者は別となるのか、それとも一人となるのか知りたい。

○松本課長:

都市計画道路3・3・14号線の整備着手が早かったことに関して、都市計画道路3・2・6号線以西は東京都と埼玉県を跨ぐ道路であり、最近、埼玉県も都県境の道路整備に力を入れていることから、事業化が早く進められたと聞いている。

都市計画道路にかかる宅地に関して、購入者に直接アクションは取りづらいが、都市計画課の窓口に調査に来られる事業者に対しては、該当の土地に都市計画道路がかかることはしっかり伝えている。

二点目の地区番号4については、それぞれ別の農業従事者である。

○森 委 員:

たい。

西東京市内で開発行為があると、緑地の提供があると思うが、その緑地が都市計画道路にかかっていると、事業化によって緑地はなくなる。提供された緑地が、いずれは都市計画道路に変わることをどうにかできないかと思っている。このような事例は全国的にいくつかあると思うが、情報収集するなかで国に対して制度の盲点を改善できるような申出等を行ってほしい。

○藤岡委員: 資料1-2の21ページの地区番号349のように、旧法第2種で解除された 地区で、新規追加の可能性がある農地は現在市内にいくつあるのか。

○松本課長: 旧法第2種で解除した農地の現況については把握していない。しかし、現在の生産緑地地区面積は約115.7haであり、市内の農地全体の面積は約130haであることから、その差の約15haは、生産緑地地区に指定されていない農地である。

○藤岡委員: 約15haが生産緑地地区としての新規追加の可能性があると認識した。

○宮崎委員: 都市計画道路3・4・9号線は、都市計画道路の告示年が昭和42年であり、東大農場内の土地は東京都に買収されているが、実際には整備が行われていない状況である。整備目途がたたず、事業期間が延びている。その間に、東大農場での様々な行事や研究事業に支障が出ている。例えば、西東京市のひまわりプロジェクトも2年間停止している。事業期間が延長すると、市民から農場の問い合わせや意見がだんだん強くなっており、市民の東大農場離れが起こっていると感じている。都市計画道路が整備される予定地について、市や市民の要望があると整備の時期を早めることが可能であるか知り

○松本課長: 一般的に、都市計画道路を整備する場合、道路が繋がらないと供用開始できないため、一定の区間ごとに道路ネットワークが組めるのであれば、部分的な整備は行われている。

都市計画道路3・4・9号線については、例えば、東久留米市境から谷戸

新道まで用地の取得ができているのであれば、先行して整備することは可能 であると考える。

○宮崎委員: 東大農場の買収地が放置状態なので、そこだけでも部分的に整備を早めて

ほしい。

○たきしま委員: 平成29年度から生産緑地地区が約2.7ha減少しているなかで、主たる従事者の死亡による買取申出の割合が多く、相続時の相続税対策として、一部売

却をしていると推測している。

新たに生産緑地地区に指定するときに、農地に質権がついていることはあるのか。質権と生産緑地地区の関係を教えていただきたい。

〇松本課長: 生産緑地地区を新たに指定する際に、所有権以外の権利がある農地の場合

は、所有権以外の権利を持っている方の同意書の添付が必要である。例えば、ある農地に抵当権がついている場合は、抵当権者である金融機関の同意書を添付して申請を行っていただく。所有権者以外の権利者が、全く知らず

に生産緑地地区の追加申請はできない仕組みになっている。

○ たきしま委員: 現在の生産緑地地区の中で、金融機関がそれを認めているケースはあるの

か。

○松本課長: ある。

○ たきしま委員: 農業者に対する相続対策の指導を行うことにより、農地を手放さずに継続

しつつ、農家の相続対策にもなり、ひいては都市農業の充実に繋がると思う。様々な対策を検討し、指導していくことによって、農地を残すことが可

能となると考えるので、検討していただきたい。

○木村委員: 生産緑地地区の変更に関して、今回は従事者死亡による解除が増えている

という印象を受けたが、買取申出が増える時期があるのか聞きたい。

9月2日に行われたミニシンポジウムにおいて、市でも2022年問題を危惧し、どうにか動きたいと考えていることを知り、市民に対して基本的なレク

チャーであったので、参加してよかった。

また、人口のバランスは都市計画において重要だと思うが、生産緑地地区の行為制限解除後、不動産業者が買い取り、宅地化するといった一連の状態になっているような印象を受けた。市としては、人口を増やしていきたいという意向があり、宅地化されているのか。従事者死亡により相続が難しいため売りに出された土地を、不動産業者が買取り、宅地が多く造成されること

で、人口を増加させたいという考えなのか。

○松本課長: 一点目について、時期による増減の傾向はない。これまで毎年約2haから

4 haの面積が、従事者死亡などの理由で買取申出が行われている。相続税の 支払いのために資産の一部を売却し、相続税に充てなければならないなか

で、生産緑地地区をそれに充てているという背景がある。

二点目について、生産緑地地区が買取申出されて宅地化する理由というのは、ほとんどが相続税の支払いのために現金を工面しなければならないこと

が大きい。生産緑地地区の所有者が、高い値段で購入してくれるところを探した結果、住宅デベロッパーが購入している。異なる業種の方が宅地よりも 高価な値段で土地を購入すれば、宅地ではない土地利用になると思われる。

市の土地利用の考え方は、生産緑地地区とは別に都市計画マスタープランに基づいて、用途地域で建築物を制限している状況になる。住宅はほとんどの用途地域で建築可能であり、生産緑地地区を購入した事業者は住宅デベロッパーが多いことから、住宅地になっている。

今後日本全体の人口は確実に減少する。ただ減少していくなかでも、人口がどこに流動していくかは、今後の各自治体の施策やまちの特徴をどう活かすかによって、変動すると思われる。それを踏まえ、今後の市のまちづくりをどう考えていくかを市全体で考えているところである。

○木村委員: 来年10月に消費税が10パーセントに上がることは確実だと思うが、それによる影響で、駆け込みのように生産緑地地区の解除が多いように思えた。

人口のバランスに関して、人口を増やしたいのかどうかがわからない。私は生産緑地地区を守りたいと思うが、守りたいと思っている人だけではなく、宅地が増加するにつれて新しく住民を迎え入れたい人が多いのか、それとも住みたい人が多いのかわからない。

今後、審議会に参加する中で勉強したい。

○保井会長: 他に意見、質問はないか。無いようであれば、質疑を終了する。これより 採決を行う。

議案「西東京都市計画生産緑地地区の変更について」決定することに賛成の方は挙手をお願いする。

挙手、全員と認める。よって本案は原案どおり決定する。

ここで、まちづくり担当部長に決定書の交付を行いたいと思う。

(まちづくり担当部長へ議案の決定書を交付)

〇保井会長: 続いて報告事項1「新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画について」

事務局に説明を求める。

〇松本課長: 前回の審議会以降の状況として、10月に原案に関するオープンハウス説明

会の開催、原案の公告・縦覧及び意見書の提出の受付を行った。(以下、資

料2により説明)

○保井会長: それでは、これより質疑に入る。意見、質問があれば発言願いたい。

○納田委員: 二点伺う。今回、地区計画の変更を行うのは、地権者の人数が極めて少ない土地であると思う。当日配布資料の都市計画の策定の経緯の概要に関し

て、オープンハウス説明会を実施しているが、当該地に係わる地権者が少ない状況でも、地区計画区域全体に対してオープンハウス形式の説明会を行っ

ているが、西東京市の方針なのか。

また、説明会に参加した11名の中で、自分の土地に関わるのかという懸念はあると思うが、都市計画道路の進捗状況や全体のまちづくりについての質問もあったかと思う。地区計画の一部に対する変更であっても説明会を開催しているため、周辺地域のまちづくりに関する情報提供は何かしら行われた

のか。

○松本課長: 一点目について、原案の公告・縦覧や意見書の提出については、「西東京

市地区計画等の案の作成手続に関する条例」で手続を定めている。これに併せて、原案に関する説明会を行っている。影響する区域の規模に限らず、地

区計画区域内の権利者の皆様を対象に、丁寧に説明を行っている。

二点目について、今回の説明会は、内容が用途地域等の変更と地区計画の変更であったため、その内容をパネルで展示し、参加者に説明を行った。その際、個別の質疑応答の中で、周辺のまちづくりに関する情報提供も行って

いる。

〇納田委員: 限定されたこのようなケースの場合は、北町五丁目周辺地域のまちづくり

に関して、参加者が理解を深めていただくような創意工夫があれば良いと思

った。今後はこの点を踏まえ、是非運用してほしい。

○保井会長: 他に意見、質問はないか。ないようであれば事務局からの報告を受けたと

いうことで、これで終了する。

続いて報告事項2「専門部会について」である。専門部会について村山委

員に説明をお願いする。

○村山委員: 前回の審議会以降の状況として、新たに追加メンバーを加え、二回にわた

って専門部会を開催した。(以下、当日配布資料により説明)

○保井会長: 今後の流れはどのようになるのか。

○村山委員: 今年度は来年1月上旬にもう一度専門部会を開催する予定である。今後は

専門部会委員の中で意見を出し合うだけでなく、今回の都市計画審議会で委員から出た意見も骨子案に反映させ、専門部会としての提言をまとめる。次回の審議会では、専門部会でまとめた提言を都市計画審議会に報告し、議論

を進めていき、来年度、審議会を通じて、市長へ建議する予定である。

〇保井会長: それでは、これより質疑に入る。意見、質問があれば発言願いたい。

○宮崎委員: みどりの基本計画を他市では改定しているが、西東京市での改定の予定は

あるか。

○松本課長: 担当部署において、今後どのように見直していくか検討を進めていると伺

っている。

○宮﨑委員: まだ改定はしていないということか。担当部署はどこか。

○松本課長: 改定はしていない。所管課はみどり公園課である。

○納田委員: 9月2日のパネル展の写真を拝見したが、グローバルな視点も含めて、西

東京市の強みと弱みを客観的に判断していただいたことが非常に刺激的であ

った。西東京市の都市緑化や都市農地の保全に活かしていけないかを真剣に

考えている。

そこで一点確認したい。骨子案の中にエコディストリクトに関する記載があるが、エリアマネジメントの中で、区画を設けていくという考え方も一つあると思う。区画だけではなく、運営主体は、どのようになるのか。住宅メーカーが行政と連携をし、組合を作り、運営するという考えがあるのか。エリア内の都市農地の保全を大きな一つのテーマとして、グリーンインフラの整備等を行う方針があるのかを聞きたい。

○村山委員:

「モデル・プロジェクトの実現」を書く際に当初は「モデル地区」と表記していた。東京大学とトリノ工科大学が連携して行った提案は、敷地一つではなく、ある一定の範囲を対象に地区のデザインを行った。大学の演習のため、地権者のことは考えず、こうあるべきという環境や仕組みを提案した。実際のまちの状況を考えると、地区全体を取りまとめることは難しく、時間を要するため、小さな単体として取り上げ、議論をした結果、「モデル・プロジェクト」となった。

地域経営としてモデル・プロジェクトを考えていきたいことや、いろいろな施策が統合的にある場所に適用されるということを考えると、本来はエリアで考えていくべきである。地区レベルのモデルを作成するのは難しいため、小さなエリアから始めるとは思うが、その延長にエリアマネジメントがあるような表記にしても良いかと思う。今後検討していきたい。

○納田委員:

エリアマネジメントの思考があれば、より具体的な姿が見えてくると思う。運営主体が重要だと考えている。西東京市は自治会・町内会が少なく、それぞれが連携しておらず、まちづくりを考える主体としては、弱いと思う。一方で、市としても地域の弱みとして捉え、コミュニティの再生に関する動きもある。西東京市では地域協議会を4エリアで立ち上げており、さらに総合計画では圏域を8エリアに分ける予定である。このように総合計画の中でもエリアに関する考えが出てきているため、そこと連携するかたちで提言を作成すると良いと思う。

組合、実行委員会や協議会等と横の連携を図り、みどりのまちづくりを考えていくといった一つの大きなテーマについて考える組織を作るという流れが、現在、西東京市にはあると思う。今後、地域コミュニティとも連動して考えてほしい。

○木村委員:

三点ある。一点目は、6ページのモデル・プロジェクトの実現の菜園付き モデル住宅の建設に関して、西東京市でブランディングし、方向性ができれ ば良いと思った。菜園付きモデル住宅を提案している住宅デベロッパーはあ るのか。

○村山委員: ビジネスとして成功しているところは多くないかもしれないが、ハウスメーカーは菜園付きモデル住宅に関心がある。

○木村委員: 菜園付きモデル住宅を建築することで、住民の質があがると思う。住宅デベロッパーに対して、西東京市はそういったまちづくりの方針があることを

宣伝してほしい。

二点目は、都市農地の保全の意義を市民に広く浸透させていく必要がある

と考えており、市報や広報誌などでPRしていくことで、意識改革ができると思う。

また、西武線沿線の都市住民が西東京市の農地を利用できるような沿線連携プロジェクトに関して、地方まで行くのは難しいが、週末に農業を行いたい方のために、西東京市に緑地が多いことが魅力であると思うので、よりPRしていくと良いと思う。市報に掲載されている市民農園は倍率が高く、抽選に落選してしまうと、農業を断念してしまう方も多くいると思うため、市民農園を増加してほしい。

三点目は、都市農地保全については、空き家対策に力を入れてほしい。生産緑地地区が解除され、宅地化が進んでいるなかで、高齢化も進んでおり、劣化している空き家が多くみられる。空き家対策の相談会が市で開催されているが、個人的に興味のある方や危機感を持っている方が対象と思うので、都市農地保全の観点で取り組んでほしい。

○村山委員: 部分的には骨子案に組み込まれているが、よりわかりやすくしていきたい。

○森委員: 都市農地の保全に関して、一番大きな問題は農家にきちんと営農してもらわなければ、農地が残らないと思う。そのために国がやるべきことは多くあり、国がやらなければできないことも多くある。例えば、相続税の関係に関して、三世代で相続が発生すると、農地がほぼ無くなるというのが実際のところだと思う。そのため相続税対策が重要であると考えているが、制度上、難しい。農家の方が相続に限らず、営農が継続できる条件作りが必要だと思る。

土地の所有形態が個人のため、維持に関する負担が大きくなるので、どう 軽減していくのか、農業継続可能な状況をどのように作っていけるのかといった具体的な方法に踏み込んでほしい。例えば、ブランディングの面でいう と、小平は特産物としてブルーベリーを作っているが、どうしたら農家の方の生産物の付加価値をあげていけるのかが都市農地に関する課題であると思う。広大な土地を所有している地方とは異なり、都市に近いところに位置している利点を活かすようなブランディングができれば、都市農地の保全に繋がると思うため、検討してほしい。

○宮崎委員: 北多摩五市の調査では、ここ30年間で、農地が約30パーセント減少しているが、西東京市においては農地面積が78パーセント残っている。このことから、農家の方は農地を保全しようという気持ちを強いと感じた。生産緑地地区に追加指定された農地の、運用形態に期待している。若い世代は農業に関心が強く、東大農場における大豆栽培やひまわり事業において、年間の会費を得ても、多くの人が集まる。関心の強い世代が都市の農地を運用して、経営していくモデルを模索しており、発展的に継続させてほしい。

○藤岡委員: 地産地消も含めて、農業と教育との関係において、骨子案内で若干触れられているが、食育だけでなく地産地消は給食に使うなど、農業者との連携強化に関して、骨子案に組み込んでほしい。

宅地から農地への転用はテクニカルな部分であると説明があったが、表記

を変えたほうが良いと思った。

○たきしま委員:

議論では農地を残す方向性の意見が多いが、農地を残すことが地権者や農家の方からすれば、本当に必要かはわからない。それぞれ考え方もあるため、尊重しつつ保全に取り組むべきであると考える。農業者と事業者の感覚は異なるが、大きな土地を担保にすることで、生産緑地地区であっても高価な値段で売却できる可能性はあると思う。農地を残しつつ、相続対策もでき、先祖伝来の農地を手放さずに営農したいという気持ちはあると思う。三世代相続すると農地がなくなってしまうことも踏まえ、保全のための手法について少し踏み込んだ提言をしてほしい。

○納田委員:

自作農主義について、営農意欲を持って、農産物を作る状況を継続していくことが、都市農地を保全するためには一番大事だと思う。一方で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に関わってくることであるが、様々な主体に貸借してでも農地を残したいという意識が農家の方はお持ちなのか。

○村田委員:

意欲ある農業者を育て、農業を経営していくことが私の基本的な考えである。ただそれだけでは、地域社会の理解は得られないため、小さな子どもを持つ若い世帯を中心に、定期的に農地にふれあう機会などを設けるようなことができる意欲ある農業者に、積極的に支援をしていくべきである。

また、納税猶予制度は現在終生であり、若い後継者には厳しい条件となる。今後は骨子案にある様々な取り組みを行うことにより、農地保全に対する理解を得ていきたい。

○保井会長:

他に意見、質問はないか。ないようであればこれで終了する。続いて次第 の3「その他」について、事務局に説明を求める。

〇松本課長:

当日配布資料の下保谷三・四丁目A地区まちづくりニュースについて報告する。平成27年4月開催の第48回西東京市都市計画審議会において、保谷秋津線下保谷三・四丁目周辺地区地区計画については決定を延期している。今回、練馬区の都市計画道路である補助156号線の事業化の動きがあり、説明会が開催されたため、地域住民にお知らせした。今後も引き続き、関係権利者に情報提供を行うとともに、練馬区の動きを見ながら、改めて関係権利者の要望を確認し、地区計画の決定に向けて丁寧に調整を図る予定である。

次回の会議日程については、2月中を予定している。議事としては、新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画の付議と、専門部会の提言についてを 予定している。内容や時期が固まり次第、ご連絡させていただく。

○保井会長:

以上をもって本日の日程は全て終了した。都市計画審議会条例第8条に規定する議事録については、作成を事務局に指示する。これをもって第58回都市計画審議会を閉会する。

以上